

令和8年度 しがのふるさと応援隊事業委託業務 仕様書

1 委託業務名

令和8年度 しがのふるさと応援隊事業委託業務

2 業務の目的

都市部の高校生・大学生等若年層から働き盛りの中高年層を対象に、滋賀県北部地域の農山村に一定期間滞在しながら地域住民とのワークショップや地域活動・農作業等の農山村生活体験を通して、当地域との絆を醸成する。県北部地域は過疎地域を最も多く抱え、人口減少や高齢化に伴う課題が顕著に現れており、このような取組を通じた息の長い関係人口の創出や二拠点居住、移住・定住により、北部の振興につなげる。また、活動内容や地域の魅力を情報発信することで、地域のPRにつなげる。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日(金曜日)まで

4 業務の内容

農山村版ワーキングホリデー

(1)企画・準備、(2)実施、(3)発表会開催、(4)情報発信等、(5)過年度分調査、(6)その他

農山村デュアルライフプログラム

(7)企画・準備、(8)実施、(9)情報発信等、(10)過年度分調査、(11)その他

時期の目安 内容	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1) ワーホリ企画	←→		企画立案、参加学生募集、実施に係る調整、参加学生・地域顔合わせ会(オンライン)							
(2) ワーホリ実施			長浜市(未定)	高島市(マキノ町牧野)						
(3) 発表会開催		←→					←→			
	会場確保、参加者日程調整、修了証・アンケートの作成				発表会・地域との交流					
(4) 情報発信等	←→		チラシ作成、参加学生募集		←→					
	情報発信、動画2本作成、動画発信									
(5) 過年度分調査							←→		←→	
							アンケート調査		とりまとめ	
(6) その他						←→				
	アンケート分析、次回企画案・実績報告書作成									



- ・ 選定した地域において現地調査を実施し、受入地域との意見交換、宿泊施設との綿密な調整を行った上で、以下の3点を企画する。

ア ワークショップ

地域住民と一緒に暮らしの知恵や歴史、文化等の地域資源である地域の「宝」を発掘し、「地域の宝カルテ」として整理する。その活用方法や地域の課題解決方法についてワークショップを行い、「地域の宝を活かした地域活性化策」として取りまとめ、地域に提案する。

イ 体験講座

農作業、農業用施設の維持管理作業、地域行事等について、複数の体験項目を企画する。また、実施地域に応じて、日時、担当者を含めた具体的なスケジュールを提案する。

ウ 宿泊施設の選定

旅館業法に基づく許可を受け、かつ、地域の農畜水産物を利用した食事の提供が可能な農家民宿が望ましいが、旅館業法に基づく許可を受けたその他宿泊施設、住宅宿泊事業法に基づく届出をしている民泊なども可とする。宿泊先の事情によっては、3泊×2宿泊地等も可とする。食事の提供のない宿泊施設を選定した場合は、付近の農家レストランや道の駅等で食事をする、テイクアウト、もしくは参加者自身が調理を行うなどとし、食事提供にかかる経費等については委託料で対応する。実施期間中の後半は学生が中間報告会の準備で忙しくなるため、最終日とその1日前は自炊以外で食事を提供すること。また食事はできるだけ地域の食材・料理を提供すること。

- ・ 企画にあたっては、7日間程度という短い期間で学生に何を見て学んでもらうのかというストーリーを明確にし、発注者へ共有すること。
- ・ 企画した内容に基づき、募集要項等の広報チラシを発注者と協議の上、作成(紙媒体400部(200部×2地域)および電子データ)し、学校への配布や SNS での情報発信を行い、学生を募集する。「チラシ作成」、「配布箇所のリストアップ」、および「各学校等へチラシを送付」を行う時期については発注者と協議の上、決めることとする。その後応募学生のとりまとめ、参加のための案内を実施する。
- ・ 発注者もしくは受入地域の投票等により参加学生を選定し、ワーキングホリデー実施前に参加学生顔合わせも含めた事前説明会(オンライン)を開催する。
- ・ 受入地域と参加学生とを繋げるオリエンテーションや、ワークショップの進行を行うファシリテーター(地域おこし協力隊(現役・OB・OG)、受注者、行政職員等)を発注者との協議の上、選定する。

※ 地域のキーパーソンだけではなく、「地域全体」で参加学生を受け入れてもらえるよう企画・準備すること。

※ 地域に対しての謝金、宿泊費等については、支払先・金額等を含め発注者と協議を行った上で、事前に地域と綿密に協議を行い決めること。

## (2)実施

- ・ 企画内容に基づき、ワークショップおよび体験講座を実施する。
- ・ 具体的な業務内容は以下のとおり。
  - ア 実施に際し必要な地元調整
  - イ 参加学生やファシリテーターとの調整
  - ウ 協力農家やファシリテーターへの謝金の支払い
  - エ 宿泊費の支払い
  - オ バス等交通手段の手配
  - カ 物資の調達
  - キ イベント毎での写真撮影・活動記録簿(地域とのワークショップ内容等含む)の作成
  - ク 参加学生の保険加入、安全管理
  - ケ SNS 情報発信にかかる管理
  - コ 実施期間中の最終日における地域への中間報告会に向けた準備、運営
- ・ 業務内容のうち、バス等交通手段の手配や宿泊施設の手配については、旅行業法第3条の規定に基づく登録を受けた業者等適法に実施可能な業者に再委託することができる。
- ・ 作業中の事故や活動参加中の病気・負傷が発生した場合に備え、責任を明確にしておくこと。
- ・ 参加学生の負担は、自宅～参加地域までの往復交通費のみとする。
- ・ インスタグラムアカウントで「しがのふるさと応援隊 2026」のアカウントを作り、前年度のアカウント(@shiga\_furusato2025)のリンクを紐づけすること。
- ・ 実施期間中、参加学生のアカウントを共同投稿者として招待し、共同投稿すること。また、投稿ルールは明確にし、参加学生に周知と徹底を呼び掛けること。
- ・ 参加学生独自の SNS 等による情報発信も積極的に促す。なお、反響等の記録は残してもらうこと。

## (3)発表会開催

- ・ 2地域のワーキングホリデー終了後、ワークショップで各地域に提案した内容について、改めて発表する場を設ける。積雪を考慮し、年内までの実施が望ましい。(大規模会場の確保は難しいため、早めに会場確保に向けて調整すること)
- ・ 発表会参加者は、令和8年度しがのふるさと応援隊参加学生、受入地域、市町職員、県職員等とする。また参加学生の学校や参加学生として選定されなかった学生にも呼び掛けること。
- ・ 発表会に向けて、学生たちが発表資料を作成できるように各地区参加者ごとのオンラインの打ち合わせの場を設定すること。またその打ち合わせに受注者はファシリテーターとして参加し、指導を行うこと。
- ・ その他具体的な業務内容は以下のとおり。

- ア 発表会(オンライン同時開催)の企画
  - イ 全参加者との日程調整等準備
  - ウ 全参加者への案内
  - エ 会場および機材等の予約、会場準備
  - オ 全参加者とりまとめ、名簿作成
  - カ 当日資料の準備
  - キ 当日運営(会場設営、受付、司会進行、記録作成、必要に応じて受入地域への謝礼支払等)安全管理、写真・動画撮影
  - ク 参加学生への修了証の作成・授与、地域の特産物を集めた記念品の贈呈
  - ケ 全参加者へのアンケートの作成、とりまとめ
- ・ アンケートについては、参加学生、地域、行政に対してアンケートを取るものとする。アンケート内容については、地域への再訪意欲の高まりやプログラムに対する評価、要望などを問うものとし、発注者と協議の上決定する。
  - ・ 発表会における学生と地域からの参加者の往復交通費は、委託料の中から支払うこと。

#### (4)情報発信等

- ・ 参加学生募集時や受入地域調整時に、写真や動画の撮影をし、事業 PR 資料として公開することについての説明を行い、承諾を得ること。
- ・ 2地域に取材を行い、滋賀県北部の農山村地域および地域住民の魅力がわかる動画2本(2分以内/本)を作成する。動画のファイル形式は MP4 形式とする。
- ・ 発表会の際に、参加学生や受注者が作成した動画を活用する。
- ・ 作成した動画の有効な活用方法、効果的な配信方法について検討し、発注者と協議の上決定する。

#### (5)過年度分調査

- ・ 昨年度以前に参加した学生(R5:13名、R6:10名、R7:7名)等に対し、現在の地域との関わりをアンケート調査する。アンケート内容は、現時点での地域との繋がり、今後の関わりの予定などについて問うものとし、発注者と協議の上決定する。

#### (6)その他

- ・ 今回業務における実績やアンケート調査結果を活かし、事業効果の分析や次年度以降の展開について企画案を作成すること。

## 農山村デュアルライフプログラム

### 概要

①定義	多様化するライフスタイルに応じて、一定期間農山村地域に滞在しながら、農山村地域住民の一員となり、地域と交流を行うもの
②対象者	全国の若年層～中高年層
③定員	1地域につき6名
④実施時期・期間	・受入地域が希望する時期 ・1地域につき1日または1泊2日を4回
⑤実施地域	滋賀県北部地域の農山村集落(主に中山間地域)である米原市大野木にて実施

### (7)企画・準備

- ・ 受入地域へ聞き取りや調整を行い、宿泊施設情報や農山村体験情報をとりまとめ、地域住民等と関わりながら農山村の魅力を経験できる機会を組み込むことに留意しつつ、体験プランを作成する。
- ・ 宿泊施設を利用する場合は旅館業法に基づく許可を受けた宿泊施設、または住宅宿泊事業法に基づく届出をしている民泊とする。
- ・ プランに最低限必要な項目は以下のとおりとする。
  - ア 交通(最寄り駅、高速 IC からの距離等、立地が分かる情報)
  - イ 受入可能時期
  - ウ 写真
  - エ 地図
  - オ 周辺施設(コワーキングスペース、スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド、学校・幼稚園、病院等)
  - カ 農山村体験(農作業、地域行事、先輩移住者との交流等)
  - キ 地域の移住受入団体の概要
  - ク 地域の移住者情報
  - ケ その他必要なこと
- ・ 企画した内容に基づき、募集要項等の広報チラシを発注者と協議の上、作成(紙媒体 200部(200部×1地域)および電子データ)し、しが IJU センター、市移住関係部署等に配布を行う。
- ・ SMOUT による募集を実施する。県のアカウントで募集記事を作成するほか、市のアカウントでの公開用記事も併せて作成し、原稿を市移住関係部署に共有すること。

- ・ 参加者がこのプログラム参加をきっかけに、将来の農山村地域の活性化に資するキーパーソンとなることを目指している。そのため、地域活性化に興味があり、主体的に動く意欲のある参加者の募集、プログラム期間中に参加者と地域活性化に取り組む地域のキーパーソンに繋ぐことを念頭に置いて準備を行うこと。
  - ・ 参加者は、以下を希望する人などを想定している。
    - ア 農村の週末を楽しむ「二拠点生活体験」
    - イ 地域に根付いた「移住・定住」
    - ウ 農業以外の X と両立する「半農半 X」
  - ・ 米原市内の移住者(経験者)との交流会の場を設定すること。開催にかかる謝金、会場費等の費用は委託料の中から拠出するものとする。
  - ・ 参加者選定については、応募者から聞き取りを行った上で、発注者と協議して決定する。また、デュアルライフプログラム実施前に参加者と受入地域との顔合わせ会(オンライン)を開催する。
  - ・ 選定されなかった応募者については、希望地域との顔合わせも含めた事前説明会(オンライン)を実施し、独自の見学やお試し移住等に結びつくためのつながりを作る。
- ※地域に対しての謝金、宿泊費等については、支払先・金額等含め発注者と協議を行った上で、事前に地域と綿密に協議を行い決めること。

#### (8)実施

- ・ 受注者は実施日に現地を訪問し、地域の方や参加者の状況確認や相談対応、参加者の取組状況等に関する取材、写真撮影等を行う。これにあたり、事前に地域と参加者に対して、伺う日時の調整、撮影・取材の範囲を明確にする等、丁寧な調整を行うこと。
- ・ 食費、その他娯楽費等の全額および宿泊費、光熱費、体験料、通信費(Wi-Fi 等含む)、自宅～参加地域までの往復交通費等の 2 分の1は参加者の負担とする。宿泊費、光熱費、体験料、通信費、交通費の残り 2 分の 1 は受注者の負担とする。
- ・ 参加者にはイベント実施ごとに活動内容を記録していただく。
- ・ 実施期間中の最終週の中のどこかで報告会を実施する。受入地域の魅力や移住にあたっての課題、解決策等を地域、市・県等の行政に対して報告いただく。
- ・ 参加者および受入地域に対して事後アンケートを実施する。事後アンケートでは、移住への関心度の変化や、再訪意欲、市支援策に対するの評価や提案等について問うものとし、発注者と協議の上決定する。

#### (9)情報発信等

- ・ 参加者募集時や受入地域調整時に、写真や動画の撮影をし、事業 PR 資料として公開することについての説明を行い、承諾を得ること。

- ・ 農山村版ワーキングホリデーで作成したインスタグラムアカウント「しがのふるさと応援隊 2026」を使うこと。
- ・ 参加者のアカウントを共同投稿者として招待し、共同投稿をすること。また、投稿ルールは明確にし、参加者に周知と徹底を呼び掛けること。
- ・ 参加者および受入地域に取材を行い、受入地域および地域住民の魅力がわかる動画1本(2分以内/地域)を作成する。動画のファイル形式は MP4 形式とする。
- ・ 作成した動画の有効な活用方法、効果的な配信方法について検討し、発注者と協議の上決定する。

#### (10)過年度分調査

- ・ 前年度以前に参加したデュアルライフプログラムに参加した社会人(R6:3 名、R7:1 名)を対象に、現在の移住に向けた動きや地域との関わりについてアンケート調査する。アンケート内容は、移住に向けた現在の取組や、参加地域との現在の繋がりなどについて問うものとし、発注者と協議の上決定する。

#### (11)その他

- ・ 今回業務における実績やアンケート調査結果を活かし、事業効果の分析や次年度以降の展開について企画案を作成すること。

### 5 成果物

納品する成果物(以下、「成果物」という。)は、次のとおりとする。

#### (1)数量等

- ア 報告書(印刷物およびデータファイル(4GB を超えるデータについては CD-R または USB)):正副 2 部(A4版チューブファイル)  
※4GB 以下のデータファイルについては、県の大容量ファイル転送システムにより送付すること。
- イ 報告書は、打合せ記録簿を作成し添付すること。
- ウ 書き込みデータ形式は原則 Microsoft Office 形式とするが、詳細については業務着手時の打合せにより決定する。
- エ 作成した動画は、県の大容量ファイル転送システムにより作成が完了した動画から順次納品すること。なお、4GB を超えるデータは DVD-ROM 等に格納し 2部納品すること。動画のファイル形式は、MP4 形式とする。
- オ チラシは、完成次第、順次納品すること。県の大容量ファイル転送システムによりデータを納品するとともに、紙媒体チラシを 20 部×3地域分県あてに納品すること。
- カ CD-R、USB、DVD-ROM 等、外部記憶媒体を納品する際には、ウイルスチェックを行ってから納品すること。

## (2)納入場所

滋賀県農政水産部農村振興課(〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号)

## 6 著作権等

- (1) 成果物にかかる著作権法(昭和45年法律第48号)(以下、「法」という。)第21条から第28条に規定する権利は、委託料の完済により、受注者から発注者に移転する。なお、発注者または受注者が従前から有していた著作権については、それぞれ発注者または受注者に帰属するものとする。この場合、受注者は、発注者が成果物を利用するために必要な範囲で、発注者に対し著作権法に基づく利用を無償で許諾することとする。
- (2) 受注者は、成果物について、発注者が自由に使用できるよう、法第18条から第20条に規定する著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の所有権は、成果物の引渡しをもって、発注者に移転する。
- (4) 成果物に第三者が有する著作権、肖像権その他の権利に係るものが含まれている場合は、当該権利の使用許諾その他一切の必要な手続きを、受注者の費用負担で行うこと。なお、第三者から権利の侵害について意義の申立または対価の請求、損害賠償請求等があった場合には、受注者の責任と負担において対応すること。
- (5) 受注者は、成果物がいかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることを保証すること。

## 7 業務の遂行について

- (1) 委託業務の内容の詳細は、受注者からの提案内容に基づき、発注者と受注者で協議のうえ決定する。
- (2) 業務の遂行にあたり、受注者は連絡調整者を1名以上配置し、発注者と毎月1回程度の打合せを行い、連携を密にすること。連絡調整者は後述のプロジェクトマネージャーと兼任でも良い。
- (3) 業務の遂行にあたり、委託者は現場主担当者とは別に、プロジェクトマネージャーを1名配置すること。プロジェクトマネージャーの役割は、全体の進捗管理、人員管理、予算管理、品質管理、リスク管理とする。
- (4) 業務全般にわたり、実施した内容については適宜記録に残し、実績としてとりまとめること。打合せ等についても記録に残し、数日以内に発注者と共有すること。また、発注者から委託料精算書の提出を求めた場合に提出できる根拠資料も保管しておくこと。
- (5) 農山村版ワーキングホリデー実施期間中は、常に受注者1名は学生を引率し、同行するものとし、地域とのワークショップの際にはファシリテーターなどの役割を務める他、活動の記録、安全管理、非常時の対応等、幅広く対応すること。

## 8 変更の対象

- (1) 本業務の契約成立後に業務の内容に変更が生じた場合は、発注者または受注者の発議による協議の上、合意後、契約変更を行うこととする。ただし、受注者からの発議に基づく内容変更のうち、当初契約時内容にまで影響すると発注者が判断した場合は変更は行わない。
- (2) 明記していない事項であっても業務遂行上当然必要と思われる軽微な作業については受注者の負担において実施するものとする。

## 9 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (2) 委託業務の遂行のために発注者が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は委託業務終了までに発注者に返却すること。
- (3) 委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (4) 使用する参考文献、資料、写真等については、後日トラブルが生じないよう使用についての確認をとるなど十分注意するとともに出典を明記すること。
- (5) 委託業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (6) 電子メールを外部に送信する際は、宛先、送信内容(不要ファイルの添付等がないか)、送信方法(BCC に設定されているか等)を複数の社員でチェックシートを作成して確認すること。また、事前にメール確認者を発注者へ報告すること。
- (7) 本業務は一括再委託禁止とし、一部を再委託する場合は、事前に再委託範囲および再委託先を書面により発注者に提示し、協議、承認を得ること。ただし、プロジェクトマネージャーおよび連絡調整者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受注者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受注者の責任においてこれを解決すること。
- (8) 受注者は、事業期間中現場にて作業にあたる場合、発注者側より発行する「受注者身分証明書」を常に携帯すること。
- (9) 現地調査等を行う場合、原則受注者で関係者と連絡をとり実施するものとする。
- (10) 受注者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに発注者と協議を行うこと。
- (11) その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、発注者と協議の上、定めることとする。

## 10 滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について

- (1) 受注者は暴力団員等(暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県発注工事等に対して不当介入をしようとする全ての者をいう。)による不当介入(不当な

要求または業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

- (2) 受注者は前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書(別記様式第1号)により所轄警察署に届出るとともに、発注者に報告するものとする。また、受注者は以上のことについて、下請負人(再委託の協力者を含む)に対して、十分に指導を行うものとする。
- (3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、発注者と協議するものとする。